

暴風警報・特別警報発令に伴う措置について

【平常授業日・行事日】

- ① 午前7時現在、「守口市」に暴風警報あるいは特別警報が発令中であれば、全生徒は登校を見合わせて**自宅待機**する。
また、午前7時現在、「守口市」には警報が発令されていないが、「生徒の現住所のある市町村」に警報が発令中であれば、当該市町村に居住する生徒のみ登校を見合わせて**自宅待機**する。（当該生徒は出席扱い）
- ② ラジオ・テレビ等での報道に十分注意し、午前10時までの間に警報が解除されれば、**5限目（の時間帯）より授業・行事**を行う。
- ③ 午前10時を過ぎてもなお「守口市」に暴風警報あるいは特別警報が発令中であれば**臨時休校**とする。
また、午前10時を過ぎて「守口市」には警報が発令されていないが、「生徒の現住所のある市町村」に警報が発令中であれば、当該市町村に居住する生徒は、その日1日を出席扱いとする。

【考査日・午前中授業日】

午前7時現在、「守口市」に暴風警報あるいは特別警報が発令中であれば、**臨時休校**とする。

また、午前7時現在、「守口市」には警報が発令されていないが、「生徒の現住所のある市町村」に警報が発令中であれば、当該市町村に居住する生徒のみ**臨時休校**とする。（当該生徒は出席扱い）

臨時休校となった考査の日程は、最終日の翌日に変更する。